

人間科学職の主なフィールドの一つとして、障害者雇用対策が挙げられます。障害者雇用対策と一口に言ってもそのアプローチの仕方は様々です。そこで、現在本省と現場で障害者雇用対策に関する業務を行っている職員に話を聞きました。



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京障害者職業センター 次長

あきば みきこ
秋場 美紀子

■現在の業務内容について教えてください。

主に3つの業務を担当しています。一つ目はジョブコーチに関する業務です。ジョブコーチは、障害者が職場で定着することができるように、障害者ご本人や企業、同僚の方々に支援をするものです。二つ目は発達障害者に対する就職支援です。ハローワークで求職活動をする発達障害者は10年前と比較し10倍以上となっています。支援ニーズの増加に対応して、ハローワークでの就職支援の体制を整備しています。三つ目は難病患者に対する就職支援です。ハローワークで求職活動をする難病患者の方も年々増加しているため、難病についての専門知識を持つ難病患者就職サポーターを全国のハローワークに配置し、難病相談支援センター等と連携したきめ細かな就職支援を行っています。

■発達障害も難病も、どちらも就職支援のニーズが高まっている分野ですよ。主な業務のうち、現在特に重点的に取り組んでいることは何でしょうか。

ジョブコーチに関することです。ジョブコーチによる支援は、障害者の方が職場定着をする上で有効で、企業団体等からも高く評価されています。来年度からは、法定雇用率が2.2%に引き上げられるので、職場定着に課題を抱える精神障害者や発達障害者の雇用は増加することが予想されます。こうした中で、ジョブコーチによる支援ニーズもより一層高まると思われるので、養成研修をより一層推進していくなど、ジョブコーチによる支援の体制を拡充していく必要があると考えています。

■現在の業務に、人間科学の知見はどのように活かされていますか。

学生時代は発達心理学を専攻し、自閉症などの障害がある子どもと関わりながら子どもの発達を中心に勉強していました。その時に、関わりを持った子どもの保護者の方が就職についてとても気にかけておられることを身をもって感じました。現在は、発達障害者の方に対する就職支援を担当しており、学生時代の経験が、発達障害者の方を理解する上で役に立っているのではないかと考えています。発達障害者の方にとって効果的な就職支援のあり方について、引き続き検討していきたいと思っています。

■現在の業務内容について教えてください。

障害者職業センターは、障害者や企業に対して、就職や職場定着の相談・支援、復職支援などのサービスを行う機関で、私は、事業主支援とジョブコーチ支援を担当しています。ジョブコーチ支援とは、職場適応に課題がある場合に、センターなどに配置されているジョブコーチが職場に出向き、事業主と障害者の双方に対して、課題を解決するための助言・指導を行う制度です。具体的には、事業所での面談や作業観察を通じて課題を整理し、支援計画を立て、支援を実施し、関係者間でケース会議を行うなどのコーディネートを行っています。

■企業や障害者の方と実際に接する機会が多そうですね。どのような点を心がけて支援をされているのでしょうか。

平成30年度から精神障害者が雇用義務の対象に追加される中で、精神障害者や発達障害者の支援ニーズが高まっていることを実感しています。例えば、大人になってから発達障害と診断を受けた人が初めて障害をオープンにして就職する場合、本人や周囲の障害理解を進めるとともに、特性に応じた職場環境を作っていくことが求められます。このため、一人ひとり特性も仕事内容も職場環境も異なる中で、長く安定的に働いていただけるよう本人・事業主双方に対するきめ細やかな支援を心がけています。

■現在の業務に、人間科学の知見はどのように活かされていますか。

平成20年度から障害者雇用対策課で4年間、精神障害者や発達障害者の就労支援政策を担当しました。その際、現場の声を聞こうと、事業所や就労支援機関を訪問したり、意見交換の場に積極的に参加したりして、把握したニーズを政策の見直しや立案の参考にしました。そういった現場を知り政策に反映させていく姿勢は、人間科学職の強みだと思っています。

今はまさに「現場」の仕事です。障害者や事業所の課題を解決していくためには、必要な情報をキャッチし、総合的に判断することが求められます。その際、学生時代に学んだこと、行政官としての知識や経験が役に立っています。今度は、この現場で得たことをいつかまた施策に反映していくことが楽しみです。



職業安定局雇用開発部
地域就労支援室 室長補佐

ますだ やすみ
増田 保美



職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課 課長補佐

すぎ はら けい
杉原 慶

■現在の業務内容について教えてください。

大きく分けると二つあります。一つは、精神障害者の就労支援です。ハローワークに精神保健福祉士などの有資格者を配置し、相談支援にあたっています。また、ハローワークと精神科医療機関が連携し、チームになって一人の精神障害者の方の支援をしています。

もう一つは、障害者の新しい働き方の推進です。テレワークなど新しい働き方が広がる中、これまで働きたくても制約があって難しかった方にも新たな選択肢が増えており、働きたい方が働ける環境を整備するのが仕事です。

■いくつかの業務がある中で、特に現在重点的に取り組んでいることは何でしょうか。

やはり精神障害者の就労支援です。平成30年度から、精神障害者が雇用義務の対象に追加される中で、働く精神障害者が大きく増えることが予想されます。実際、ハローワークで求職登録している障害者の中で最も多いのは、精神障害者です。ただ、精神障害者の支援のノウハウがまだ企業に蓄積されていないため、採用するのに戸惑っている企業もあります。

■採用に踏み切れない企業への対策はあるのですか。

ハローワークが会社に出向き、障害の特性や配慮事項を伝えるなど、就職後の定着まで見据えた支援を行っています。精神障害者の雇用に二の足を踏む企業に対して、きちんと説明をして、精神障害者の雇用のハードルを下げてもらうことが大切だと考えています。

■現在の業務に、人間科学の知見はどのように活かされていますか。

一口に精神障害者と言ってもその様態は様々です。また、健常者であった方がある日を境に障害者として働くということもあり、これはご本人も周りも大変なことです。そのような方への支援施策を考えるので、ある程度のカウンセリングマインドは必要になると思います。具体的な心理技法を使うことはめったにありませんが、人間科学的なマインドと知識は比較的活かされる業務だと思います。しかし、それらが全く無かったとしてもこの業務をやっていけば自然に育まれていくのだと思います。



職業安定局雇用開発部
地域就労支援室 就労支援係長

うら かな はる か
浦上 晴香